

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二·一第 卷八十五第

高田博士還曆記念論文集

行發月二年九十和昭

スミスにおける重商主義の概念

堀江英一

一 序 言

重商主義に關しては、これまでいろいろの解釋がとられてきた。然しそれは系統的にはスミスおよび古典學派に發する商業主義的規定とスミスおよびリストに發する産業主義的規定とに大別しうるであらう。Mercantile System または Commercial System の名稱のもとにはじめて重商主義を體系的に取扱つたスミスは、重商主義概念規定の發展史における水源であり、出發點である。

※重商主義解釋史についてはつぎを参照。

(A) 矢口孝次郎『重商主義概念解釋史の概要』、『イギリス政治經濟史』收載。小林昇『重商主義の解釋に就いて』、『フリードリッヒ・リスト序説』收載。

(B) 大塚久雄『歐洲經濟史序説』、『スペイン繼承戰役の經濟的背景』(經濟學論集一〇卷八號)。『十八世紀初頭に於けるイギリス國內市場』(社會經濟史學一一卷二號)。

張漢裕『トーマス・マンの貿易差預論とプリオニズム』(經濟學論集一一〇卷七號)。『名譽革命前後におけるイギリス重商主義の本質』(經濟學論集一一卷七號)。張漢裕譯『トーマス・マン外國貿易によるイギリスの財寶』解説。

わたしは、重商主義に對するスミスの周知のやうな立場をこゝで問題としてゐるわけでなくて、重商主義解釋

史の出発点としてのスミスが重商主義をいかに理解したかを問題としてゐる。そして、その場合、スミスに含まれる商業主義的規定と産業主義的規定との内容と兩者の關聯が問題の中心點に置かれねばならないこととなる。

二 重商主義の概念

——商業主義と産業主義——

スミスは『國富論』の第四編『經濟學說について』のうち、はじめの八章を重商主義の解説とその批判にあてゝゐるが、そこで重商主義に關する歴史的に對立する二つの概念規定をあたへてゐる。すなはち、〔商業主義的規定。第一章『商業主義または重商主義の原理について』においては、重商主義を専ら東印度會社のイデオロギイたる貿易差額主義として捉へ、重商主義を富と貨幣（資金屬）とを同一視し、國富の増大と國內における貨幣蓄積とを同一視する基本原則に立脚して、かゝる基本原則から輸出を増大せしめ輸入を疎止することによつて順なる貿易差額〕貨幣輸入を將來しようとする經濟思想または經濟政策であると規定した。この規定の對象が専ら東印度會社その他の特許貿易會社（チャーター）のイデオロギイたる貿易差額論であることの當然の歸結として、この規定は重商主義の商業主義的概念規定たらざるを得なかつた。〔産業主義的規定。ところで、スミスは上述した如き重商主義の基本觀念から生まれる諸政策を分述する第二章から第七章とくに第八章『重商主義についての結論』において、重商主義を専ら貿易統制を通じて行はれる産業保護主義、リストの所謂工業主義と規定してゐる。〕

※スミスの商業主義的規定のうち、富と貨幣との同一視をスミスの規定でないとし、スミスは重商主義を輸出獎勵・輸入疎止の政策または思想と規定したとする見解がある。キャナンがそれであり、彼はこれによつて歴史學派の攻撃からスミスを救はうとしたが、然し『國富論』の明文がキャナンの見解を否定してゐる。

1) 小林昇；重商主義の解釋に就いて（フリードリッヒリスト序説）、102—103頁。

2) Edwin Cannan; Review of Economic Theory. 1929, pp. 11—13.

スミスにおける重商主義の商業主義的規定は、『國富論』にさきだつ『正義行政歳入軍備に關する講義』において、すでに『國富論』におけると同じ程度の定式化をあたへられてゐるのであるが、これに反し産業主義的規定は『正義行政歳入軍備に關する講義』には見あたらず、『國富論』ではじめてあらはれたばかりでなく、『國富論』におけるこの概念規定をキャンナンの脚註を参照しつゝ讀むならば、われ／＼はその最も重要な規定をふくむ部分たとへばこの概念規定の定式をあたへてゐる第八章『重商主義についての結論』の如きが増補および訂正または第三版で追加されてゐることを知るであらう。かゝる事情は、スミスにおける重商主義の産業主義的規定がその商業主義的規定よりかなり遅れて成立し定式化されたことを暗示するばかりでなく、この二つの對立する概念規定の關係に對する理解が充分成熟してゐないことの一つの理由を示すものであらう。

そこで、われ／＼は先づスミスにふくまれる二つの異つた——寧ろ對立する——概念規定を検出し、この二つの概念規定がいかなるかたちで橋渡しされたかをあきらかにすることからはじめる。

I 商業主義的規定

スミスは『國富論』の第四編『經濟學說について』の最初の章『商業主義または重商主義の原理について』において重商主義の商業主義的規定をあたへ、この概念規定を重商主義の「原理」的規定として強調してゐる。從來、重商主義に關するスミスの概念規定が専らその商業主義的規定の側面において捉へられ、産業主義的規定の側面において理解されることの少かつたのはかゝる事情に基くものであらう。

スミスにおける重商主義の商業主義的規定は、改めて述べるまでもなく、つぎの如き二つの原則から構成されてゐる。

A 富＝貨幣の原則。スミスによれば、重商主義の基礎には富と貨幣（貴金屬）との同一視なる原則が存在した。すなはち（イ）「富が貨幣または金銀からなるといふのが、商業の用具および價値の尺度としての貨幣の二重の機能から自然に生ずる通俗の見解である。……（こゝから）富める國とは、富める人の場合と同様に、貨幣の豊富な國と考へられ、そしてある國に金銀を積み上げるとは、その國を富ませる捷徑と考へられてゐる。」（ロ）上述したところとは異なる二つの理由から貨幣を重視する主張があつた。その一つはロツクに歸せられた見解すなはち貨幣は非常に消費されやすい他の動的財貨と異り、輸出さへされなければ國內で人々の間を流通するだけで容易に消耗することのない「國民の動的富のうちで最も健實にして實質的な部分」であり、従つて貨幣を増殖することがその國の經濟政策の大目的でなければならぬとする見解である。⁴⁾ その二は、遠い地方に艦隊や軍隊を駐在せしめねばならない國は戦時にその費用として外國に貨幣を送らねばならないが、そのためには平時に貨幣を蓄積するやう努めねばならないとする見解である。⁵⁾ この二つの見解は富と貨幣とを同一視するものでないが、しかもスミスは「通俗の言葉では、貨幣は……屢々富を意味する、そしてこの表現の曖昧さはこの通俗の見解をわれ／＼に非常に親しみ易からしめ、そのためその不合理をよく悟つてゐる人々でさへ自らの原則を忘れ、その推論のうちこの俗論を確定不動の眞理として承認しがちである。最もすぐれたイギリスの商業に關する著者のある者は、その出發點では一國の富が金銀ではなく、その土地家屋および各種の消費物からなると見てゐる。然るに、その推論の途中で、土地家屋および消費物は彼等の記憶から脱落し、彼等の議論の調子は、すべての富は金銀からなる、そしてそれらの金銀を増殖することがその國の商業および工業の大目的である、といふことになつてしまつてゐる」と述べ、富と貨幣との同一視が重商主義の基本原則であることを強調する。

4) Adam Smith; Wealth of Nations ed. by Edwin Cannan. Vol. I, p. 396.

5) 6) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. I, p. 397.

7) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. I, pp. 415—416.

B 貿易差額の原則。 かゝる意味での國富すなはち國內における貴金屬の數量を増殖するため、歴史上時代を異にした二つの政策または思想が存在した。(イ)「かう云ふ通俗の見解が行はれたので、ヨーロッパの諸國は……金銀を自國に蓄積すべき一切の方法を研究した。ヨーロッパにこの金屬を供給する主な鑛山の所有者たるスペインとポルトガルとは、嚴罰をもつてその輸出を禁じるか又はそれに重税を課した。そして同様の禁止は昔は多くの他のヨーロッパ諸國の政策の一部となつてゐた。」(ロ)然しスミスが専らその論評の對象としたのは貿易差額の原則であつた。「然し、これらの諸國が商業的となるに従つて商人はこの禁止を多くの場合において著しく不便とするに至つた。彼等が自國に輸入し若しくは第三國に搬出せんとする外國品を買ふには、他の商品をもつてするよりも金銀による方が有利な場合が多かつた。そこで彼等はこの禁止を貿易に有害なりと抗議した。」⁸⁾「彼等は、先づ、外國の財貨を買ふために金銀を輸出することは、必ずしも國內におけるそれら金屬の量を減少するものでなく、反對にそれは屢々その量を増大せしめる、蓋しこれによつて外國品の國內消費が増加しないならば、それらの財貨は外國に再輸出され、そこで賣られて大きな利潤が得られ、はじめにそれを購買するために搬出されたよりも遙かに多くの財寶をもちかへるからであると主張した。」¹⁰⁾「彼等は、第二に、金銀はその價值に比しその嵩が小さいから密輸出がやさしいので、禁止令によつてはその輸出を疎止し得ない、この輸出は彼等の所謂貿易差額に適當に注意することによつてのみ疎止しうる。その國が輸入した價值以上に輸出したときには、その差引殘高はその國にとつて外國の方からマイナスになるから、それは必ずや金銀で拂はれ、それによつてその國のそれらの金屬を増大せしめるであらう、然しその國が輸出する以上の價值を輸入するときには、差引不足は外國に對するマイナスとなり、それは必ずや同じ方法で支拂ひをせねばならないから、それによつてその量を

8) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. I. p. 398.

9) 10) 11) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. I. pp. 398—399.

減少せしめるであらうと主張した。¹¹⁾かくして、スミスは東印度會社の利益辯護者トーマス・マンに依據して貿易差額論を解説し、「マン氏の著作の標題たる『外國貿易によるイギリスの財寶』はイギリスばかりでなく、すべての他の商業國の經濟政策の基本的信條となつた¹²⁾」と述べてゐる。

スミスはこの貿易差額の原則が國內産業から遊離した(外國)商業主義であることを感知してゐた。(イ)スミスは『正義行政歳入軍備に關する講義』において、「國民的富裕が貨幣からなるとの不合理な見解からもう一つの誤つた結果が生まれる。諸君が輸出入に氣をつけさへすれば、人々が國內でいかに支出しても、それは全體の富裕を減少させはしないと普通考へられてゐる。……然し誰かゞ彼の元本を消耗し支出しながら何らの産業部門に従事しないとすれば、その國民はその年の終りにはそれだけ貧しくなるであらう。彼が貨幣の利子のみを支出すれば、元金は維然残り、産業改善に使用されるから、彼は(元金を)損ふことがないが、彼が元金をも支出すれば、すべてが失はれる¹³⁾」と述べ、重商主義が國內における「生産・消費の差額」を無視してゐることをあきらかにしてゐる。さらに、『國富論』では「あらゆる商業のうち最も重要な商業であり、同一の資本が最大の收入をもたらし、その國民に最大の仕事をあたへる國內または外國商業は、外國商業に對し從屬的なものと考へられた。それはその國に貨幣をもたらしもしなければ、搬び出しもしない(からである)。だから、國內商業の盛衰が間接に外國貿易の状態に影響しない限り、そのためにその國は富裕にも貧乏にもなるものでない¹⁴⁾」と述べ、國內商業、従つてまたスミスによつてより生産性のたかいと考へられてゐる農業および工業は、それが貿易差額の順道に作用する限りの範圍で間接に考慮されたにすぎず、重商主義の直接の關心は外國貿易であつたことを教へてゐる。(ロ)ところで、スミスは、上掲引用の示すやうに、貿易差額論が國內産業から全く遊離した一つの貿易部門すな

12) Adam Smith; Wealth of Nations Vol. I. p. 401.

13) Lectures of Adam Smith. pp. 208.

14) Adam Smith; Wealth of Nations Vol. I. P. 401.

はち貨幣をイギリスから輸出して東印度の香料をイギリスに輸入し、これをヨーロッパ諸國に再輸出する仲介的獨占貿易を營む東印度會社の辯護論であることを認めてゐるが、さらに第七章「植民地について」において、かゝる獨占的貿易による獨占利潤が他の貿易および産業部門から資本を吸引する弊害を詳しく分析してゐる。¹⁵⁾

かくして、スミスの偉大な觀察力は、上述した重商主義とくに貿易差額主義が國內産業から遊離した獨占的貿易商人のイデオロギーまたは政策であることを嗅ぎ出してゐたのであり、「この議論（貿易差額論）は（外國貿易）商人によつて議會・樞密院・貴族および農村地主に、すなはち（外國）商業を理解してゐると思はれる人によつて自らこの問題について全く知らないと自覺してゐる人に訴へられた。……かくして上述の議論はその希望の結果を生じた」¹⁶⁾と述べ、この重商主義の社會的地盤が専ら貿易商人であつたことを明言してゐる。

II 産業主義的規定

スミスは第一章「商業主義または重商主義の原理について」を終るにあつて、上述した重商主義の政策的歸結を要約して、「富は金銀からなるといふ原則および鑛山をもたない國々は貿易差額すなはち輸入するよりも大きな價值を輸出することによつてのみそれらの金屬をもちきたすことができるといふ原則との二つの原則が確立されたので、國內消費のための外國品輸入をできるだけ減少せしめ、國內生産物の輸出をできるだけ増大せしめることが、必然に經濟政策の大きな目標となつた。それ故、國を富ますべき二大工夫は輸入制限と輸出奨励である」¹⁷⁾とし、第二章から第七章にわたつて輸入制限および輸出奨励のための六つの手段を「これらの手段の各々がその國の産業の年々の生産物に及ぼす影響」の観点から詳しく論評してゐる。さらに第八章「重商主義についての結論」を、スミスは「輸出の奨励と輸入の制限とは、重商主義がそれによつて各國を富ますとする二大工

15) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. II. pp. 96, ff.

16) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. I. pp. 401—402.

17) 18) Adam Smith; Wealth of Nations, Vol. I. pp. 416—417.

夫であるが、特殊の商品に關しては、反對の方法、すなはち輸出を制限し輸入を奨励する方法に従ふことがある。然しその主張によれば、その窮局の目的は同じく、有利な貿易差額によつてその國を富ますことである。それは、わが國の職工に優位をあたへてあらゆる外國市場において他國の職工を賣りたくしめるために、製造品の原料および職業用具の輸出を制限し、かくして餘り高價でない若干の商品の輸出を制限し、それによつて他の商品を遙かに多量に遙かに巨額に輸出しようとする。それは、わが國民をしてより廉價に加工せしめ、それによつて製造品のより多量にしてより巨額の輸入を疎止するために、製造品の原料の輸入を制限する¹⁹⁾と云ふ命題からはじめて、詳しくこの具體的な政策を検討し、その最後の六節ではじめて第二章から第八章の『結論』をあつてゐる。

かくして、スミスは第二章から第八章にわたつて詳述された重商主義的政策が第一章「商業主義または重商主義の原理」すなはち富貴貨幣の原則および貿易差額の原則に主導されたことを一應承認してゐる。然しこれらの二原理に導かれた諸政策はすでに貿易促進したがつて貿易商人の政策としてではなく、専ら生産者とくに製造業者の政策と考へられてゐる。スミスの定式——「消費はすべての生産の唯一の目標であり、目的である。生産者の利益は、たゞ消費者の利益を増進するに必要な範圍においてのみ顧慮されるべきである。……然るに重商主義においては、消費者の利益は殆んど常に生産者のそれに犠牲に供されてゐる。それは、消費ではなく生産をすべての産業および商業の窮局の目標、目的と考へてゐるやうである。」²⁰⁾「誰れがこの重商主義を案出したかを決定することはさう難事ではない。……それは、その利益が全く無視されてゐる消費者ではなく、その利益に極めて注意深い顧慮の拂れてゐる生産者である。そしてこの後者の階級のうちでも、わが商人と製造業者とが何人よりも有

19) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. II. p. 141.

20) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. II. p. 159.

力な設計者であつた。²¹⁾

かくして、スミスは、貿易差額の原則およびその前提たる富 \parallel 貨幣の原則から生ずる輸出奨励・輸入制限、または製造原料の輸出制限・輸入奨励の政策を専ら生産者とくに製造業者の保護政策と見做し、商人を生産者の協力者と見てゐるやうである。

III 兩規定の調和

スミスは、かくして、重商主義を専ら特殊の貿易政策としてのみ捉へ、それを一方では商業主義と規定し、他方では産業主義と規定し、兩者は共に貿易差額の原則およびその前提たる富 \parallel 貨幣なる原則から生ずる二つの體系であると考へてゐる。兩規定の調和は二つの理由から洞察しうる。

A 貿易差額の原則およびその前提たる富 \parallel 貨幣なる原則から生ずる輸出奨励・輸入制限は、東印度貿易の如き純粹な仲介貿易を別とすれば、貿易商人にも生産者にも一應有利な政策であつたと考へられる。蓋しそれは海外市場の開拓と國內市場の確保によつて、國內生産者のための市場を擴大することを意味するからである。スミスが「産業および商業」「生産者……のうちでも商人と製造業者」と述べ、第五章「奨励金について」で「あらゆるこれらの方策の大發明者たる商人および製造業者は、ときとして生産奨励金が惹起すべき一事、國內市場において彼等の財貨が過剰に陥ることを利益としない。輸出奨励金は、彼等をして剩餘部分を外國に輸出し、殘餘の價值を國內市場において、繼續せしめることによつて、有效にこれを防止する。それ故に、重商主義のすべての方策のうちで、それは彼等の好む隨一のものである」²²⁾と述べるとき、この理解を前提してゐる。

B 然るに、商人と製造業者とが、スミスの述べる如く、親和するためには、一定の歴史的條件を必要とす

21) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. II. p. 160 and passim.

22) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. II. pp. 18—19.

る。スミスは第五編『君主または國家の收入について』の第一章『君主または國家の支出について』の一項で、ロイヤル・アフリカ會社、ハドソン灣會社および舊東印度會社が國王の特許状をもちながら議會の協賛を得られなかつたことを述べ、さらにハンブルグ會社（ハンブルグ）の Merchant Adventurers Company) につき「一六四三・一六四五・一六六一年に、イングランド西部の織物業者および自由貿易業者は、同會社が國の貿易を狹隘化し製造業者を抑壓する獨占者なることを、議會に訴へた」と述べ、製造業とくに當時の國民的産業であつた毛織物業と特權的貿易商人とが寧ろ對立してゐたことを示唆してゐる。そこで、兩者の對立が解消されて調和するに至つたのは、特權的貿易商人の獨占性が失はれて、商人が生産者の販賣機關すなはち價值實現機關にまで近代化される必要があつた。スミスが當面してゐた重商主義はまさしくかかるものであり、二つの規定の調和の現實的基礎はこゝにあつたのである。

※この重要な命題については、※(B)の文獻および Max Weber の Die protestantische Ethik und der Geis) des Kapitalismus (Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie Bd. I). Wirtschaftsgeschichte. 445, Levy の Monopole, Kartelle und Trusts. Die Grundlagen des ökonomischen Liberalismus in der Geschichte der englischen Volkswirtschaft などを参照。

三 概念規定の歴史的基礎

——兩規定調和の現實的基礎——

商業主義的重商主義と産業主義的重商主義との調和といふ見解には、それ／＼の社會的地盤たる特權的貿易商人と製造業者との調和といふ思想が前提されてゐることは、前述した通りである。ところで、特權的貿易商人と

23) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. II. pp. 233. 235. 238.

24) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. II. p. 226.

製造業者との調和は、製造業者が特權的貿易商人の制壓を排して、特權的貿易商人の特權的貿易獨占を奪ひとり、商人をして自己の販賣機關または價值實現機關と化することによつて達成されることは、經濟史上の常識であるが、これこそはまづ産業主義的の重商主義によつて達成されたのである。スミスが當面してゐた重商主義は産業主義的の重商主義であつた。わたしは、これを『國富論』からあきらかにするとともに、それによつて兩概念規定の調和にもう一度たちかへることゝしよう。

I 保護貿易主義の成立

スミスが當面してゐた重商主義が産業主義的の重商主義であることは、われ／＼が第二章から第八章にわたつて詳細に論評されてゐる具體的諸政策を検討するとき、明瞭に理解しうる。わたしは、先づこの點を解明し、つぎにこの見解を裏づけるために、産業主義的の重商主義の對立者たる特權的貿易會社ユムバウの近代化を解明することゝする。

A 保護貿易政策の例解。すでに屢々述べたやうに、スミスは第二章から第八章にわたつて、重商主義的政策を典型的に詳しく論評してゐるが、われ／＼はそのうちから、比較的詳しく論評され、また實際當時のイギリスにとつて重要であつた二つの國民産業——穀小麥作および毛織業——に關する貿易政策を摘記して、スミスが取扱つた貿易政策の歴史的性格をあきらかにすることゝする。

穀小麥作。²⁵⁾

(價格は一クオター當り價格。)

輸入制限	輸出奨勵
エドワード四世三年。六志八片以下のとき輸入禁止。	ヘンリー四世・フィリップメリー・エリザベス・ジューム

スミスにおける重商主義の概念

25) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. II, pp. 37—39, 79, & pp. 40, 44—45
(上掲の表示は略々年代順に排列されてゐる。法律番號はすべて省略)。

ジェームズ一世二年。右廢止。

チャールズ二世一五年。四八志以下のとき五志四片の輸入程賦課。

—— 二二年。五三志四片以下のとき一六志、四磅以上のとき八志の輸入税賦課。

ジョージ三世一三年。以前四四志以下のとき二一志九片、五三志四片以下のとき一七志、四磅以上のとき一志四片の輸入税を、この年、四八志以上のとき六片に引下ぐ。植民地穀物は航海條例その他の法律による非列強品で、イギリス以外(ジョージ三世六年以後はフィニスター岬以南)のヨーロッパにのみ輸出しうる。

ス一世朝。一定價格以下のとき、無許可輸出を許す。
チャールズ二世一二年。四〇志以下 } のとき磅税(六片)の
—— 一五年。四八志以下 }
で輸出。

—— 二二年。その範圍を引上ぐ。

ウイリアムIIメリー一年。輸出獎勵金を賦與し、四八志以下のとき磅税撤廢。

ウイリアム三世一一・一二二年。磅税撤廢範圍を引上ぐ。

ジョージ三世一三年。四四志以上のとき獎勵金停止。再輸出無税。

イギリスは穀物輸出國であり、スミスはチャールズ・スミス『穀物貿易および穀物條例に關する論文』(一七六六年)に依據しつゝ、「イギリス王國で消費する穀物の平均量に對してそこに輸入せられる各種の穀物の平均量の比は五七〇對一を超へない。」²⁶⁾「イギリス王國から輸出される各種の穀物の平均量は、その年々の生産物の三〇分の一を超へない。」²⁷⁾と述べてゐる。ところで、イギリスの穀物貿易政策はチャールズ二世以來軌道に乗り、次第に強化されてゐるが、その主導になつてゐるものは、外國産穀物の輸入制限と國産穀物の輸出獎勵とによつて、國內穀物價格を消費者の忍びうる最高の程度にまで釣り上げることであり、従つてそれは、スミスが屢々強調してゐるやうに、地主および農業者の利益によつて導かれてゐたのである。

26) 27) Adam Smith; Wealth of Nations..Vol. I. p. 426, Vol. II. p. 36.

毛織業²⁸⁾

原料 料 産 保	製 品 輸 出
<p>(エドワード三世・エドワード四世。羊毛輸入禁止)。 エリサベス八年。羊・仔羊・牝羊の輸出者は、初犯—財産没収・禁錮一年・閉市日左腕切斷、再犯—死刑に處せらる。 チャールズ二世一二年。上述の規定緩和して、輸出羊一頭二〇志の罰金、羊および船舶に對する羊所有者の持分没収。 —一三・一四年。(1)羊毛輸出者および船舶所有者没収・死刑。(2)毛織物および毛絲の輸出も羊毛同斷。マウリアム三世七・八年。(1)チャールズ二世一三・一四年の規定を改め、羊毛輸出者は羊の没収および羊一頭三志の罰金、債權および勘定取立權喪失、船舶所有者は船舶没収、船長・船員は所有物および動産没収のうへ禁錮三ヶ月に處さる。(2)毛織絲および毛統の輸出も羊毛同斷。</p>	<p>毛織物には輸出獎勵金がないが、輸出税は全免されたであらう。 ウィリアム三世一〇・一一年。アメリカ植民地における羊毛・毛織物の州外移出禁止(イギリス毛織物購買の強制)。アン二年。葡萄酒・毛織物交換を意味するポルトガル・イギリス間のメシユエン條約締結。 ジョージ二世五年。アメリカ植民地における帽子の州外移出禁止。</p>
<p>ジョージ二世一三・一六年。アイルランド羊毛・布地用スペイン羊毛・フェルト用スペイン羊毛輸入税全免。</p>	

産業革命に至るまで、毛織業はイギリスにとつて最も重要な國民産業であつた。そしてスミスが「かのドレイ

スミスにおける重商主義の概念

28) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. I. pp. 418, 434, Vol. II. pp. 46—48, 83, 142, 146—149.

コーの法律のやうにこれらの法律は血をもつて書かれてゐる」と述べてゐる毛織業政策は、国内牧羊者および農村績業者(家内工業者)に對する毛織業者の購買獨占、外國羊毛輸入獎勵によつて原料價格を引下げ、輸出獎勵によつて毛織物の對外市場を開拓するべく企圖されたのである。エリザベス以來残酷に強行された毛織業關係の貿易政策は、毛織業者の利益によつて主導されてゐる。

かくして、スミスが第二章から第八章にわたつて詳細に論評してゐる重商主義政策を産業別に整理し直して見るとき、われわれはスミスが強調する以上に明瞭に、それらの政策が生産を唯一の目標とする貿易政策であり、貿易は生産のための手段であることを知りうるであらう。スミスがこゝで取扱つてゐる貿易政策は、商業主義的重商主義の政策ではなくて、産業主義的重商主義の政策、所謂保護貿易政策であつたのである。段階は流通から生産に移行してゐた。先づこの點を銘記せねばならない。

B 特權的貿易會社の獨占喪失。スミスは第五編『君主または國家の收入について』第一章中の『商業特殊部門を容易ならしむるに必要な土木および公共施設について』の項で、當時または直前まで存在した九つの特權的貿易會社を論評してゐるが、そのうちスミスが最初に述べてゐるハンブルク會社・ロシア會社・東洋會社に關する所説を摘録しよう。

(イ)ハンブルク會社——「前世紀の中頃その入社金は五〇磅ときには一〇〇磅で、會社の行動は極端に壓迫的であると云はれた。一六四三・一六四五・一六六一年に、イングランド西部の織物業者および自由貿易業者は、同會社が貿易を狹隘にし國の製造業者を壓迫する獨占者であると議會に訴へた。この訴へは何等議會の法案を産み出さなかつたが、それは恐らく同會社をして行動を改めしめる程度には威嚇した。そのとき以來、少くとも同會社に對して何等不平を訴へられたことがない。」²⁹⁾ ロシア會社——ウイリアム三世一〇・一一年の法律で入社金五

29) Adam Smith; Wealth of Nations. Vol. II. p. 145.

30) 31) Adam Smith: Wealth of Nations. Vol. II. pp. 225—226.

磅に引下、東洋會社—チャールス二世二五年の法律は入社金を四〇志に輕減し、特許狀からバルチック海北岸諸國を除外、「これらの會社の行動が……議會の上の二つの法律を發生させたのであらう。」(ロ)かくの如く、制規會社の加入資格が容易になることはそれだけ會社の貿易獨占が喪失されることである。「サー・ジョシア・チャイルドは、(上述三會社)を極めて壓迫的なものと主張し、當時これらの會社の特許狀に含まれた諸國とわが國との貿易状態の不振はこれらの會社の經營の悪い結果であるとした。然しそういう會社は現在では餘り壓迫的でないかも知れないが、全然無用であることは確かである。」³²⁾かくして、制規會社、廣く一般に特權的貿易會社は國王の議會への屈服に伴つてその政治的庇護者を失ひ、生産者たる中産階級を代表せる議會に抑壓され、貿易會社としての獨占を喪失しつゝあつた。

C 總括。新しく勃興してきたつた中産階級およびそれを代表する議會が、國王の庇護下にあつた特權的貿易會社の獨占を剝奪して生産のために奉仕せしめる、換言すれば生産者のための販賣機關と化せしめる。スミスが分析した重商主義的政策は、彼が貿易差額論に對立せしめた自らの觀點「生産・消費の差額」³³⁾に奉仕せしめられた貿易政策であり、ヴァイナーが貿易差額主義とは區別した「勞働差額」主義なのである。

II 調和の基礎

商人と生産者とが歴史上對立してゐたことのあるのをスミスは意識してゐたが、それによつては歴史上の想像事にすぎなかつた。スミスの當面してゐた現實は兩者の調和の世界であり、「都市—商工業」の姿であつた。こゝからスミスの概念規定の基礎がでてくる。

スミスは商人を社會的地盤とする商業主義的重商主義の基本原則——貿易差額の原則およびその前提たる富—貨幣の原則——でもつて、彼が當面してゐた産業主義的重商主義を規定しようとした。かくして、スミスは産業主義的重商主義の性格を感知しつゝも、しかもそれを商業主義化してしまつたのである。彼が産業保護主義をた

32) Lectures of Adam Smith; p. 207. Wealth of Nations. Vol. I. p. 461.

33) Jacob Viner; Studies in the Theory of International Trade. pp. 51—57 & 73—54.

「外國貿易の側面からしか捉へることのできなかつたのも、また産業保護主義の眞實の動機が「生産・消費の差額」なる禁欲主義——スミスが貿易差額原則に對立して、自らの理論の立脚點としたもの——であつたことを見逃がしたのも、従つてまたかゝる意味で産業保護主義がスミスの立脚點の先縦者であることを見逃がしたのも、スミスにおけるかゝる商業主義化の當然の歸結である。

産業主義的重商主義のかゝる商業主義化の基礎には、商業主義的重商主義の社會的地盤たる特權的貿易商人を近代の商人と考へる見解——産業主義的重商主義の段階の商人を商業主義的重商主義の段階の商人に溯及せしめる見解——が前提されてゐる。

スミスは、理論的には産業主義的重商主義を商業主義化したのが、歴史的には商業主義的重商主義を産業主義化した。スミスにおける兩規定の調和と自然な移行の理由は、こゝにあるのでなからうか。

四 結 び

スミスは商業主義的重商主義ばかりでなく、産業主義的重商主義をも商業主義化したのであるが、古典學派およびその流れを汲む自由貿易論者は重商主義を専らこの側面から規定し、重商主義を錯覺と見ること、周知の通りである。

重商主義規定のその後の發展は重商主義により、親近せねばならなかつたドイツの歴史學派によつてなしとげられた。彼等の課題は、スミスによつて商業主義化された産業主義的重商主義を本然の姿に置くことであつた。従つて彼等は重商主義を外國貿易から國民經濟建設にまで引き入れ、その目標を貨幣から生産力にまでたかめるに至り、かくして彼等の手によつて重商主義は資本主義と關係づけられた。

然しスミスは、彼等が非難する如く彼等に無縁であつたわけではない。彼等はスミスの落し子を育てあげたのである。